

令和元年度第3回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和元年9月19日(木) 午後1時開会
場 所	小平市役所5階 504会議室
出席者	会長及び委員15名、計16名(欠席者1名)
議 題	1. データヘルス計画進捗状況報告(平成30年度)について 2. 小平市国民健康保険条例の一部改正について(諮問事項)
傍聴者	4名

[主な質疑等]

議題1 (1) データヘルス計画進捗状況報告(平成30年度)について

委 員 : 資料1②の実施状況報告書 7・8ページ、1-3人間ドック助成と、2. がん検診について、市から医療機関を紹介するなどの受診後のアフターフォローなどはされているのか。

事務局 : 人間ドックは、受診した医療機関で受診勧奨があると思われる。市からの紹介は行っていない。

がん検診は、市で実施する検診で精密検査が必要とされた市民には、精密検査のご案内と精密検査に要した費用助成の申請書を郵送している。さらに、精密検査未受診者には、電話や手紙で受診勧奨している。

委 員 : 人間ドックの結果は、医療機関から各家庭に送付され、精密検査が必要な方には受診勧奨や紹介状が入っており、医療機関が受診を促している。

委 員 : 昨年の報告書には、アンケート実施のページはなかった。市の努力が伺える。

5ページ、特定健康診査のアンケート結果で、定期的に受診中の方が47%もいるので、特定健康診査の受診につなげたり、結果に反映できれば受診率が上がると思う。また、その他の19%の内訳が6ページにあるが、人間ドック受診済が41%で、その90人に人間ドック補助金の申請勧奨を行っているところも評価している。

事務局 : 平成30年度から、特定健診受診勧奨通知及び集団健診申込書の返信はがきにアンケート欄を設け、特定健康診査を受診できない理由を調査した。その結果から、会社の健診受診者も一定程度いることがわかり、今年度からは、人間ドック補助のほかに、会社の健診受診者にも検診結果を提出いただき、受診率に反映させている。提出していただいた方には、小平市の指定ごみ袋を差し上げている。

会 長 : 胃がん検診について、過去に海外赴任先の香港で人間ドックを受け、バリウムを

飲む際にストロベリー・レモン・オレンジと味を選べと言われた。日本ではそういうことは考えていないのか。

委員：最近、胃潰瘍の原因がヘリコバクター・ピロリ菌だということが判明したので、検診でバリウムではなく内視鏡検査で調べてその場で治療する、又は服薬することで根治できるので早道である。日本人の胃がんの死亡率は激減している。バリウムでは異常が認められた後、再度内視鏡検査を受けることになるので、医療関係者としては、バリウムは勧めていない。

会長：市の胃がん検診ではどうか。

事務局：以前から、胃がん検診について、バリウムではなくABC検査の導入について提案いただいて検討しているが、東京都との協議のなかでも予防に対する検診は推奨していないので、市では実施には至っていない。

委員：国では予防ではなく、延命効果（早期発見でなくても治療できるもの）のあるものを実施するように指導されており、ABC検診は推奨されていないが、早期発見によってその後の人生がかわってくる。ピロリ菌が見つければ服薬で治療できるので、受益者負担も考えて早く小平市独自でも早く取り入れてほしい。

委員：ABC検診は1回行えば菌の保持者は治療ができ、精神的な安心につながる。次に内視鏡検査をすればいいので、入院や抗がん剤の必要なくなるわけで、長い目でみれば結果的に医療費の節減につながる。小平市独自で取り入れて、市民に周知していけばいいのではないか。そこが行政の役割だ。

委員：ABC検査を取り入れた時の費用の試算はしているか。

事務局：健康推進課で試算は行った。やらないということではなく、どのようにやるか、実施方法の検討は行っている。

委員：ABC検査とはどのような検査か。

委員：血液検査によってピロリ菌に対する抗体と、胃の炎症や萎縮の度合いを反映するペプシノーゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発生のリスクを分類し評価する検査である。

議題2 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

委員：資料に出てくる均等割とは、どのような概念・基準で設定されているのか。

事務局：均等割とは、国民健康保険税を算定する上で、加入者一人当たりにかかる基本料金となる部分（応益負担分）である。一方、所得割とは所得に応じて加算される応能負担分である。

委員 : 均等割 (応益負担分) は年齢にかかわらず0歳から負担するものなのか。
事務局 : 国民健康保険には被用者保険のような扶養という制度はないので、所得がなくても基本料金はかかってくる。ただし、一定以下の所得の世帯では、均等割を2割・5割・7割軽減する制度がある。

委員 : 均等割が減額されることを市民に周知しているか。
事務局 : 毎年納税通知を送付する際のパンフレットでお知らせしている。本制度は、申請方式ではなく、所得に応じて自動で減額している。

委員 : 市民は国民健康保険税が高いと言っている。減額されている方には、そのことを明記したほうがいいのではないか。御一考を。

会長 : 国保財政の都道府県化の背景には、法定外繰入 (赤字) の課題があると思われる。ただし、一度に解消するのは負担が大きすぎる。法定外繰入について、国・都の方向性はどのような状況になっているのか。

事務局 : 小平市では、東京都から示された標準保険料率とのかい離が約30%あるので、国が示した6年での法定外繰入金 (赤字) の解消はとても困難である。既に都内18市では計画を策定し、平均解消年数は13.38年、解消年数の長い市で10~15年、短い市で6~8年で設定している。
先日、東京都と調整をしてきたが、各市、法定外繰入金の額も違い、今後の医療費や被保険者数の予測も難しいところである。小平市では2年に1度、税率改定を行っているが、東京都から示される標準保険料は毎年変わるので、時点ごとの見直しが必要であると考えている。

会長 : 本件については、国民健康保険税の税率の改定を含んでおり、被保険者の直接的な負担にかかわるものなので、より慎重な審議が必要だと思われる。
任期満了により交代される委員もいるが、10月以降に新委員のご意見を踏まえて、答申していただきたい。
このスケジュールについて、ご意見やご質問はあるか。

会長 : それでは、特にご異議がないので、10月以降の次期委員の会議で審議を継続していくこととする。

以上